

都市農業共生推進等地域支援事業 (農山漁村振興交付金)

都市農業の活発な取組を応援します！



令和5年6月
農林水産省

都市農業は、新鮮な地元産の農産物の都市住民への供給、身近な農作業体験や交流の場の提供、心安らく緑地空間、災害時の避難場所の提供等の多様な機能を有しており、これらの機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、その振興を図っていく必要があります。

農林水産省では、都市農業が都市住民との共生を図りながら発展していくため、都市住民と都市農業者との交流促進の取組、都市住民の都市農業に対する理解醸成の取組、宅地と近接する都市農地からの農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等への対策のための取組、都市の防災協力農地の防災機能の一層の発揮のための取組など、皆様の新たな取組や従来からの取組を拡充される際のスタートアップを支援するため本交付金により国から直接助成を行っています。

こうした、都市農業の振興につながる活動に取り組まれている方、または取り組もうしている方は、是非、本交付金の公募にご応募ください。



目 次

1 地域支援型

- (1) 支援内容
 - ① 都市住民と共生する農業経営の実現 1
 - ② 都市農業の情報発信 2
 - ③ 防災協力農地の機能強化 3
- (2) 交付額の上限等 4

2 モデル支援型

- (1) 支援内容
 - ① 都市農業における有機農業等の普及 5
 - ② 都市における農村ファンの拡大 5
 - ③ 都市部における防災機能の強化 5
- (2) 交付額の上限等 6

3 都市農地創設支援型 New !

- (1) 支援内容
 - ① 宅地等の農地転換による都市農地の創設 7
 - ② 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出 8
 - ③ 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地制度の導入... 9
- (2) 交付額の上限等 10

4 事業実施期間の考え方 11

5 選定要件等 11

(参考) 活用事例 12

1 地域支援型

(1) 支援内容

① 都市住民と共生する農業経営の実現 ～ 都市住民の都市農業機能の理解醸成や共生の取組への支援 ～

支援対象者：地域協議会 ※構成員に市区町村を含むことが必須

〔 構成員：都市農業者、都市住民、食品関連事業者、NPO法人、民間企業、J A、市街化区域内農地を有する市区町村 等 〕



農作業体験を中心とした取組



市民農園や体験農園の開園に係る専門家による相談、農園の付帯施設（簡易トイレ、農機具庫、休憩所等）の整備



農園での都市住民と交流する体験イベントの開催



小学校や幼稚園などを対象にした農作業体験会の開催



農作業体験会の開催



小学校の体験学習



農園付帯施設（簡易トイレ）の設置



地域の都市住民と共生する取組



自動販売機の設置



地域住民に新鮮な農産物を提供する自動販売機の設置



都市住民に農業への理解を醸成してもらうための地元の野菜・果実を使用した加工品の開発



都市住民に新鮮な農作物を届けるための新たな販売方法等の検討



都市農地の周辺環境対策のための簡易な施設（農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等の防止対策）の整備



土砂流出対策の土留め

など、都市住民の都市農業への理解醸成や都市住民と共生していくための様々な取組を支援します。

② 都市農業の情報発信 ～ 都市農業者と都市住民の交流促進の取組への支援 ～

支援対象者：都市農業者や都市住民等で組織する団体、市区町村、NPO法人、民間企業、JA 等

都市部でのマルシェ開催の取組



朝採れ野菜を駅前広場や公園などで直売するマルシェの開催



コロナ禍における非接触型ウェブマルシェの立ち上げ



新鮮な野菜達



都市でのマルシェの開催

都市農業者と都市住民の交流促進の取組



都市住民参加の都市野菜の料理講習会



伝統野菜「練馬大根」



地元の都市野菜を活用した料理交流会の開催



農業祭などでの都市伝統野菜の展示やイベント開催



農業に関わりたい都市住民らと連携したコミュニティイベントの開催

など、都市住民との交流を促進する様々な取組を支援します。

③ 防災協力農地の機能強化

～ 都市農業機能の一つ防災機能の維持・強化の取組への支援 ～

支援対象者： 市区町村、都市農業者や都市住民等で組織する団体、NPO法人、民間企業、JA、土地改良区 等

※市区町村が構成員又は連携することが必須



防災協力農地制度の導入に向けた調査・検討



防災協力農地制度の導入に必要な専門家による相談、農地状況調査、農家への意向調査等の経費



防災協力農地での防災兼用井戸の設置や避難誘導を円滑にするための農地入り口の拡幅等簡易な施設整備



防災兼用井戸の整備



防災協力農地の都市住民への周知



防災時炊き出し訓練



防災協力農地立て看板



防災協力農地において実施する地域住民も参加する防災訓練



防災協力農地内のハウスを活用した炊き出し訓練



市民に周知するための「防災協力農地」立て看板の設置



防災協力農地マップの作成

など、防災協力農地の維持・強化のための様々な取組を支援します。

防災協力農地とは、

農家が所有する農地について、農家や農家の同意を得たJAなどが地方自治体と災害発生時の避難空間、仮設住宅建設用地等として利用する内容の協定・登録等を自主的に実施する取組をいいます。

(2) 交付額の上限等

① 都市住民 と共生する農 業経営の実現	事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間） 交付率：定額 助成上限額：250万円／年 このうちハード事業の上限は150万円又はソフト事業の1.5倍の額のうちいずれか低い額 （例1：ソフト事業100万円の場合、ハード事業の上限150万円） （例2：ソフト事業140万円の場合、ハード事業の上限110万円） （例3：ソフト事業 50万円の場合、ハード事業の上限 75万円） 実施区域：都市計画区域内 ※ハード事業の対象は生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法・都市緑地法による 基本計画等に基づく保全の方針が示されている農地 ※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須 （参考）例1：総事業費250万円 例2：総事業費280万円 ✓ check 例2のハード事業は、 150万円未満かつソフト 事業の1.5倍以内で あるが、当該メニュー の上限額が250万円の ため、超過分は事業実 施主体の負担で実施す ることとなります。
② 都市農業 の情報発信	事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間） 交付率：定額 助成上限額：100万円／年 実施区域：都市計画区域内 （複数の市町村にまたがる取組に限る。ただし、特別区、政令指定 都市は農水省が適当と認める場合は単独市区で実施可能）
③ 防災協力 農地の機能 強化	事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間） 交付率：定額 助成上限額：150万円／年 このうちハード事業の上限は50万円又は総事業費の1/2の額のうちいずれか低い額 （例1：総事業費100万円の場合、ハード事業の上限 50万円） （例2：総事業費150万円の場合、ハード事業の上限 50万円） （例3：総事業費 60万円の場合、ハード事業の上限 30万円） 実施区域：都市計画区域 ※ハード事業の対象は生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法・都市緑地法による 基本計画等に基づく保全の方針が示されている農地 ※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須 （参考）例1：総事業費150万円 例2：総事業費150万円 ✓ check 例2のハード事業は、 総事業費の1/2以内で あるが、ハード事業の 上限額が50万円のため、 超過分は事業実施主体 の負担で実施すること となります。

2 モデル支援型

(1) 支援内容

～ 今後の都市農業のモデルとなる以下の取組への支援 ～

支援対象者：都道府県、市区町村、農業協同組合連合会、NPO法人、民間企業 等

※③の都市部における防災機能の強化に向けた取組は、市区町村が連携することが必須

① 都市農業における有機農業等の普及に向けた取組

都市農業者向けの有機農業資材や栽培技術に関する研修会の開催

都市農地の周辺環境対策のための簡易な施設（臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等の防止対策）の整備

有機野菜を駅前広場や公園などで直売するマルシェの開催



研修会の開催



マルシェの開催

② 都市における農村ファンの拡大に向けた取組

市民農園や体験農園の開園に係る専門家による相談、農園の付帯施設（簡易トイレ、農機具庫、休憩所等）の整備

農園での都市住民と交流する体験イベントの開催

駅前広場や公園などで直売するマルシェの開催



企業による「農」に触れる
機会の創出



収穫体験イベント

③ 都市部における防災機能の強化に向けた取組

都市住民等に向けた防災協力農地に関する説明会の開催

防災協力農地において実施する地域住民も参加する防災訓練

市民に周知するための「防災協力農地」立て看板の設置や避難場所マップの作成



防災訓練の実施



避難場所マップの作成

複数の地域又は業種が連携して同一目的の取組を一体的に実施

他地域へ波及させるガイドラインを作成・公表

(2) 交付額の上限等

① 都市農業 における 有機農業 等の普及

② 都市にお ける農村 ファンの 拡大

事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間）

交付率：定額

助成上限額：700万円／年

このうちハード事業の1つの地域当たりの上限は、150万円又はソフト事業の1.5倍の額のうちいずれか低い額

（例1：1つの地域のソフト事業100万円の場合、ハード事業の上限150万円）

（例2：1つの地域のソフト事業140万円の場合、ハード事業の上限150万円）

（例3：1つの地域のソフト事業 50万円の場合、ハード事業の上限 75万円）

実施区域等：都市計画区域内の複数の地域又は業種が連携して一体的に実施。

※ハード事業の対象は生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法・都市緑地法による基本計画等に基づく保全の方針が示されている農地

※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須

（参考）

例1：総事業費700万円

A 地域
ソフト250万円
B 地域
ソフト100万円
ハード150万円
C 地域
ソフト200万円

☞700万円が交付対象

例2：総事業費800万円

A 地域
ソフト300万円
B 地域
ソフト150万円
ハード200万円
C 地域
ソフト150万円

☞700万円が交付対象

✓ check

例2のB地域（350万円）は、1つの地域のハード事業の上限額（150万円）を超えているため、総事業費が700万円未満の場合でも、超過分（50万円）は事業実施主体の負担で実施することとなります。

③ 都市部 における 防災機能 の強化

事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間）

交付率：定額

助成上限額：700万円／年

このうちハード事業の1つの地域当たりの上限は、50万円又は総事業費の1/2の額のうちいずれか低い額

（例1：1つの地域の総事業費100万円の場合、ハード事業の上限50万円）

（例2：1つの地域の総事業費150万円の場合、ハード事業の上限50万円）

（例3：1つの地域の総事業費 60万円の場合、ハード事業の上限30万円）

実施区域：都市計画区域内の複数の地域又は業種が連携して一体的に実施。

※ハード事業の対象は生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法・都市緑地法による基本計画等に基づく保全の方針が示されている農地

※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須

（参考）

例1：総事業費700万円

A 地域
ソフト250万円
B 地域
ソフト100万円
ハード 50万円
C 地域
ソフト150万円
D地域
ソフト150万円

☞700万円が交付対象

例2：総事業費580万円

A 地域
ソフト250万円
B 地域
ソフト40万円
ハード 60万円
C 地域
ソフト230万円

☞570万円が交付対象

✓ check

例2のB地域（100万円）は、1つの地域のハード事業の上限額（50万円）を超えているため、総事業費が700万円未満であるが、超過分（10万円）は事業実施主体の負担で実施することとなります。

3 都市農地創設支援型

(1) 支援内容

① 宅地等の農地転換による都市農地の創設

～ 宅地等を農地に転換し、都市農地を創設する取組への支援 ～

支援対象者：都道府県、市区町村、都市農業関係者等の複数の組織により構成される団体

〔 農業関係者：都市農業者、都市住民、食品関連事業者、NPO法人、
民間企業、J A、経営コンサルタント等 〕

※地方公共団体のみで構成されている組織ではないこと



都市農地の創設に関する合意形成に向けた取組

都市農地の創設に関する専門家による相談、先行事例の調査、住民の農業への関心の把握、適地やニーズを把握するための調査

関係者（農業者、行政、有識者等）との合意形成を目的とする協議・話し合いの場の設置

創設した都市農地の活用手法、継続的な運営体制の検討

創設した都市農地の生産緑地指定に向けた検討

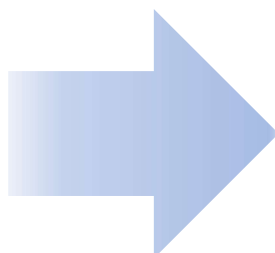
都市農地の周辺環境対策のための簡易な施設（農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等の防止対策）の整備



※建築物基礎や舗装版の撤去、除礫、深耕等の、簡易な施設の整備以外のハード事業は支援対象外

他地域へ波及させるガイドラインを作成・公表

(イメージ)



駐車場を活用し、会員向けのコミュニティ農園を整備

3 都市農地創設支援型

② 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出

～ 都市部の空閑地等を活用し、農的空間を創出する取組への支援 ～

支援対象者： 都道府県、市区町村、都市農業関係者等の複数の組織により構成される団体

〔 農業関係者：都市農業者、都市住民、食品関連事業者、NPO法人、
民間企業、J A、経営コンサルタント等 〕

※地方公共団体のみで構成されている組織ではないこと



農的空間の創出に関する合意形成に向けた取組



商業施設の屋上で貸し菜園を運営



農的空間の創出に関する専門家の相談、
先行事例の調査、住民の農業への関心の把握
適地やニーズを把握するための調査



関係者（農業者、行政、有識者等）との合
意形成を目的とする協議・話し合いの場の設置



創出した農的空間の活用手法、
継続的な運営体制の検討



高齢者、子ども、障がい者が農作業体験に参加
できる農園の構造や仕組みの検討



農作業体験のための付帯施設（簡易トイレ、農
機具庫、休憩所等）の整備

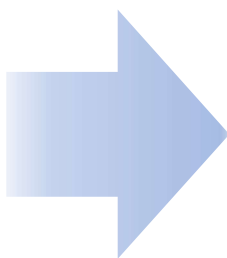
※建築物基礎や舗装版の撤去、除礫、深耕等の、簡易な施設の整備以外のハード事業は支援対象外

他地域へ波及させるガイドラインを作成・公表

農的空間とは

まちの魅力創出やコミュニティの活性化などを目的とする、非農地を活用した農にふれあう
ことができる菜園等

（イメージ）



団地やアパートの空閑地を活用し、近隣住民向けのコミュニティ農園を設置

3 都市農地創設支援型

③ 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地制度の導入 ～ 市街化区域内農地の保全に向け、生産緑地の指定を進める取組への支援 ～

支援対象者： 都道府県、市区町村、都市農業関係者等の複数の組織により構成される団体

〔 農業関係者：都市農業者、都市住民、食品関連事業者、NPO法人、
民間企業、J A、経営コンサルタント等 〕

※地方公共団体のみで構成されている組織ではないこと

生産緑地制度の導入に向けた取組

- 生産緑地の指定に関する専門家の相談、先行事例の調査、住民の農業への関心の把握、適地やニーズを把握するための調査
- 関係者（市街化区域内農地を所有する農業者、行政、有識者等）との合意形成を目的とする協議・話し合いの場の設置
- 新たに生産緑地指定した農地の活用手法、継続的な運営体制の検討
- 都市農地の周辺環境対策のための簡易な施設（農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等の防止対策）の整備



他地域へ波及させるガイドラインを作成・公表

（イメージ）



生産緑地地区に指定されていないため、農地の宅地化が進行

- ・ 生産緑地制度の周知
- ・ 関係機関との合意形成



生産緑地への指定により、長期的な農業経営の展望が開ける

(2) 交付額の上限等

事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間）

交付率：定額

助成上限額：600万円／年

このうちハード事業の上限は、150万円又はソフト事業の1.5倍の額のうちいずれか低い額

（例1：ソフト事業450万円の場合、ハード事業の上限150万円）

（例2：ソフト事業300万円の場合、ハード事業の上限150万円）

（例3：ソフト事業100万円の場合、ハード事業の上限150万円）

実施区域等：市街化区域内（③の事業は三大都市圏の特定市以外の市街化区域内）

※「特定市」は、以下に掲げる圏域に存在する政令指定都市及び以下に掲げる区域を含む市（東京都の特別区を含む。）をいう。

・首都圏：首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯内にあるもの

・中部圏：中部圏開発整備法の都市整備区域内にあるもの

・近畿圏：近畿圏整備法の既成都市区域及び近郊整備区域内にあるもの

※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須

（①のハード事業の対象）

※創設した都市農地を生産緑地に指定することが見込まれる農地又は都市計画法・都市緑地法による基本計画等に基づく保全の方針が示される見込みがある農地

（②のハード事業の対象）

※今後、継続して農的空間として保全及び利用することが都市農業関係者間で合意されていること

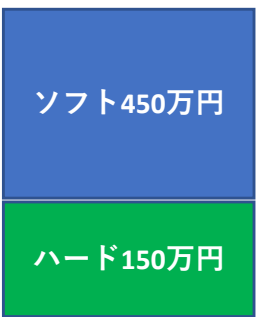
（③のハード事業の対象）

※生産緑地の指定が確実に見込まれる農地

（参考）

例1：総事業費600万円

例2：総事業費700万円



☞600万円が交付対象



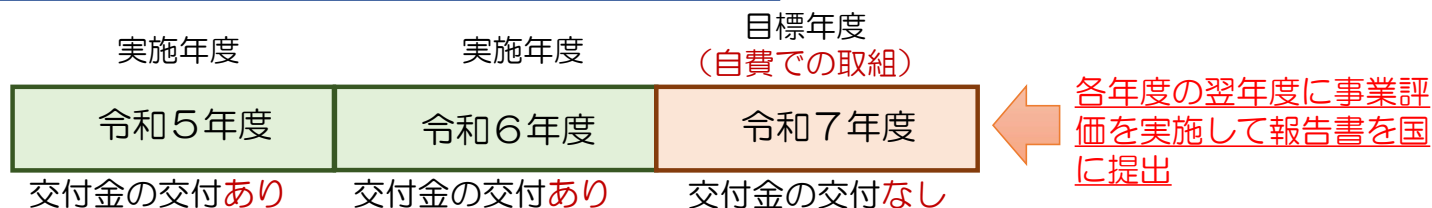
☞450万円が交付対象

✓ check
例2のハード事業は、上限額の150万円を超えているため、超過分は事業実施主体の負担で実施することとなります。

4 事業実施期間の考え方

- 事業の実施年度は最長2年間です（最長2年間交付金の交付を受けることができます）。
- 事業の実施最終年度の翌年度が事業の目標年度となり、目標年度は国からの支援なしで、設定した目標の達成に必要な取組を行っていただく必要があります、目標年度まで各年度の事業評価報告が必要です。
- また、本事業は終了後も自立的かつ継続的な取組が必要です。

事業を2年間実施する場合のイメージ



5 選定要件等

【地域支援型】

- ① 都市住民と共生する農業経営の実現
 - ・事業実施主体である地域協議会の構成員に市区町村が含まれていること
- ② 都市農業の情報発信
 - ・事業実施区域は、原則、複数の市区町村にまたがるものであること（特別区及び政令指定都市にあっては単独の市区内で実施可能）
- ③ 防災協力農地の機能強化
 - ・市区町村が事業実施主体と連携又は事業実施主体の構成員であること
 - ・防災協力農地として指定された、又は指定しようとする農地が生産緑地地区内等の農地であること

【モデル支援型】

- ・複数の地域又は業種が、次のいずれかに掲げる取組を連携して一体的に実施すること
 - ① 都市農業における有機農業等の普及
 - ② 都市における農村ファンの拡大
 - ③ 都市部における防災機能の強化
 - ※③の事業は、市区町村が事業実施主体と連携していること
 - ※③の事業は、防災協力農地として指定された、又は指定しようとする農地が生産緑地地区内等の農地であること
- ・実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること

【都市農地創設支援型】

- ① 宅地等の農地転換による都市農地の創設
- ② 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出
- ③ 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地制度の導入
 - ・事業実施主体が地方公共団体のみで構成される団体ではないこと
 - ・事業実施区域は、市街化区域内であること
 - ※③の事業は、三大都市圏の特定市以外の市町村で実施すること
 - ・実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること

また、都市農業基本法（平成27年法律第14号）に基づく地方計画が策定されている市区町村での取組や、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組で借り手の都市農業者が49歳以下の場合などについて加点措置を行い優先採択を行っております。

多摩地域都市農業共生協議会（東京都八王子市）

R2～R4年度



多摩地域で都市農業の魅力を発信！

実施地域の現状・課題

<現状>

東京都の農業生産額が低下する中、八王子市は多種多様な農産物を生産しており、都市住民のニーズも高い。

<課題>

東京産野菜の認知度が低く、都市住民と生産者との交流の場が不足している。個々の生産者のロット数が小さく、安定供給体制が構築されていない。

交付金の活用

取組概要

◆実施体制

農業者や消費者のネットワークを持つ一般社団法人畑会を中心に、八王子市、磯沼ミルクファームなどの生産者、企業、市民団体が連携。

◆取組内容・効果

- ・人形町などの都心エリアでのマルシェを2年間で計12回開催、八王子市内で農業体験会を計5回実施し、都市農業や食育に関する理解醸成と都市農業のファン獲得につながった。
- ・コロナウイルス対策としてオンラインセミナーを2年間で計2回開催し、今まで東京農業をあまり知らなかった層に向けて都市農業の魅力を発信できた。
- ・研修事業についてHPやネット広告で情報発信を行ったところ、計20名の研修生の申込みがあり、農業に関わる人材を増やすことができた。
- ・積極的な情報発信やチラシ配布等を継続して行ったところ、事業開始時前と比べて体験農園の利用者が年間で10名ほど増加。農家の経営支援につなげることができた。

人形町マルシェの様子



農業体験会の様子



オンラインセミナーの様子



一般社団法人 KOBE FARMERS MARKET（兵庫県神戸市）

R2～R4年度



神戸市内各地で若い世代を取り入れたマルシェを開催！

実施地域の現状・課題

<現状>

- ・神戸市の面積の約6割は市街化調整区域であり、神戸市全体の約10%が農地である。
- ・農業産出額は約127億円*で、人口100万人を超える政令指都市の中で最も多い。*令和2年度時点

<課題>

- ・近年、高齢化等により農家人口は減少の一途をたどっており、若い世代に農業への関心を高めていくことが不可欠。
- ・自然豊かな街のメリットを活かすため、都市農業者と都市住民との間のつながりを作っていくことが課題となっている。

交付金の活用

取組概要

◆実施体制

神戸市や地元農業者らとの連携に加え、新しく若手運営メンバーや学生ボランティアを充実させ、運営体制を強化した。

◆取組内容・効果

- ・神戸の中心地三宮で毎週土曜日に定期開催するファーマーズマーケットに加えて、特定の地域をテーマとした地域フェアを合計5エリアで開催するとともに、理解醸成に向けたアンケートを実施。
- ・一般開催時のファーマーズマーケットに比べ、地域フェア開催時は1.2倍～1.5倍の売上となり、来場者が、2割～3割増加した。
- ・新たな地域フェアを漁港などの場所で開催することにより、地産地消野菜や地産地消ライフスタイルについて、新しいファンを獲得することができた。また、農家の新規出店等もあり、新規客を呼び込むことにより、通年での全体来場者を押し上げる効果もでている。

垂水DAY・長田DAY開催案内



マルシェ開催の様子



一般社団法人大阪府農業会議（大阪府）

R3～R5年度



大阪府全域で防災協力農地拡大と理解促進に取り組む

実施地域の現状・課題

<現状>

府内農地面積は1万2,823ha（平成30年）。市街化区域内農地は3,335haで、そのうち生産緑地は1,927haとなっている。また、防災協力農地の面積は、府内全体で61haとなっている。

<課題>

- ・府内43市町村のうち、防災協力農地に取り組んでいる自治体は12市町と3割程度にとどまっている。
- ・大阪府内農地は防災空間等の多様な機能を有しているにもかかわらず、府民に十分に認知されていない。
- ・既に同制度を導入した地域においても、防災協力農地の登録が進まないケースが散見している。

交付金の活用

取組概要

◆実施体制

府内の市町村、農業委員会、JA等の農業関係団体とのネットワークを生かした体制により、防災協力農地の推進及び府民への都市農地の防災機能の理解醸成に取り組む。

◆取組内容・効果

- ・府内で防災協力農地制度について先進的に取り組んでいる6市にヒアリングを行い、導入の経過や制度の概要、課題などを取りまとめた資料を作成。
- ・府内の農業委員会、市町村（農政・都市計画・危機管理部局）、各関係機関・団体等に向けて情報共有を行い、登録農地面積の拡大を図った。
- ・他地域の事例を踏まえて市として導入を検討している市町村、農業委員会会長から直接導入希望の相談を受けた例もあり、今後制度拡大が進むことが考えられる。
- ・令和4年度は、防災協力農地の受益を受ける地域住民を対象に現地見学会や説明会を開催し、都市農地における防災機能について情報提供を行うとともに、対面での聞き取り調査を実施する予定。

◆増加（令和3年度実績）

貝塚市4,278㎡、四條畷市13,771㎡
和泉市2,465㎡、岸和田市4,749㎡
交野市7,938㎡、摂津市44,324㎡
大阪市7,724㎡、枚方市5,176㎡

啓発パンフレット作成

寝屋川市
防災協力農地の様子

小田急電鉄株式会社（神奈川県座間市）

R4～R6年度



座間市で地域循環モデルを目指す！

実施地域の現状・課題

<現状>

- 座間市は神奈川県のほぼ中央に位置し、市域は17.57km²人口約13万人の市である。市全体が都市計画区域で、市街化区域が1,253ha、市街化調整区域が504ha。農地面積は田が88ha、畑が126haの計214haである。
- 小田急電鉄と座間市では、令和元年からごみ収集運搬の最適化システム「WOOMS」の実証実験を開始。収集運搬の効率化によってうまれた余力により剪定枝のリサイクルに取り組み、年間1,200トン（2021年度）程度の廃棄物をリサイクルすることが可能となった。

<課題>

ごみの削減・資源循環に対する住民理解の増進と有機農業の推進

交付金の活用

取組概要

◆実施体制

小田急電鉄と神奈川県座間市が連携。

◆取組内容

- 座間市内の600世帯へ生ごみを手軽に堆肥化する「LFCコンポスト」を無償貸与し、各家庭から排出される焼却ごみを削減する。
- 各家庭からごみ集積所へ出す「出来上がり堆肥」を、座間市のごみ収集車で効率的に回収する。
- 回収した堆肥を、第三者機関で品質調査した上で、市内の農家や市民農園で農作物の栽培に活用するための実証を行う。

◆目指す姿

- 焼却ごみの削減と、都市農業の振興による循環モデルを形成する。
- 2024年3月末までに計600世帯から出る約20トンの生ごみを削減し、約2トンのコンポストとして再生する計画。



LFCコンポストバッグ



座間市民説明会・中間報告会の様子



株式会社エマリコくにたち（東京都多摩地域）

R4～R6年度



有機農業の担い手と都市農業を支える都市住民の育成を目指す！

実施地域の現状・課題

<現状>

- ①生産緑地をはじめとした都市農地が比較的残されている
- ②行政や農業者は、都市農地維持に対する危機感が強い
- ③足元のマーケットが大きく、地産地消流通も盛んで援農ボランティアも多い

<課題>

- ①みどりの食料システム戦略で有機農業の拡大がうたわれているが、農業者は、日々の農業経営に追われ、持続可能な農業や有機農業について、学習する時間がない。
- ②東京都には「エコファーマー」や「東京都GAP」などの認証があるが、農産物の販売価格に転嫁できていない。
- ③援農ボランティアは高齢化が進み、農作業サポートにとどまっている。

交付金の活用

取組概要

◆実施体制

多摩地域の農産物の流通・販売を行うベンチャー企業「(株)エマリコくにたち」と 青壮年農業者、農業体験活動を行うNPO等が連携して事業を実施。

◆取組内容

①みどり戦略TOKYO農業サロン

循環型農業、有機農業等に関心のある農業者が先輩農業者の圃場で実習しながら、技術を学ぶ。

②イートローカル探検隊

座学講習や名人農家での援農を通じて、食に関心のある都市住民を都市農家の「中間支援層」として育成。

③持続可能な都市農業モデル農園の創出

国分寺中村農園を舞台に、プロ農家が地域のバイオマス資源を活かした堆肥を使って行う循環型農業のモデルを作り、地域に貢献する。

※SNSを活用して情報発信を行い、参加者を拡大。

農業者プログラム(みどり戦略TOKYO農業サロン)の様子



鴨志田農園（三鷹市）



あらはたやさい学校（武蔵村山市）



ヤナガワファーム（青梅市）

～ 都市農業の持続的な振興に向けて ～

本交付金は、応募者から所定の実施提案書を提出いただき、有識者等による審査を経て補助金等交付候補者を選定する公募事業です。

応募にあたっては、このパンフレットのほか、公募要領、農山漁村振興交付金交付等要綱、農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)実施要領を十分にご確認いただき、公募実施期間中に実施提案書を提出してください。

公募実施期間は農林水産省ホームページをご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html#no>

問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 都市農業室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL : 03-3502-8111 (内線5445)